

まちと子どもに、虹をかける。

京都市では、明治2年、日本最初の地域制小学校「番組小学校」の創設以来、「地域の子どもは地域で育てる」理念の下、学校が地域のコミュニティの中核として、地域とともに子どもたちの健やかな成長を育んできました。

現在、京都市政の今後の方針を示した「新京都戦略」の下、すべての人に「居場所」と「出番」があるウェルビーイングなまちを目指し、様々な公共空間をまちに開くパブリック「テラス」プロジェクトを推進しています。

学校もその「テラス」の一つとして、まちに開き、多様な人々や活動が交差する新たな学びと協働の舞台として、これまでの役割を更に進化させようとしています。

そこでは、多様な「人々」がかかわり、つながり、交じり合うことを通して、地域に新たな彩りを生み出していく。
言わば、まちと子ども、地域と学校、そして、そこに生きる様々な人々や活動に色とりどりの「虹」をかける営みであり、この要となるのが、令和7年度から新たに配置する「地域学校協働活動推進員」です。

推進員の配置を通して、学校と地域に関わる人々がともに虹を描き、子どもたちの健全な育成と地域の活性化、教育力の向上を図っていく。

それが、私たちが目指す、学校と地域が協働する新たな姿です。



地域学校協働活動推進員って？

地域と学校をつなぐ架け橋です

地域学校協働活動推進員（以下、推進員）は、学校・地域・関係機関とのつなぎ役として、それぞれの意見や連絡事項などを取りまとめ、両者の連携を強化したり、学校支援に関わるボランティアを増やしたりする役割を担うなど、様々な取組の充実と教職員の負担軽減を図っていただきます。



■ 推進員配置の背景

地域と学校が手を取り合い、子どもたちの育ちを支えるために

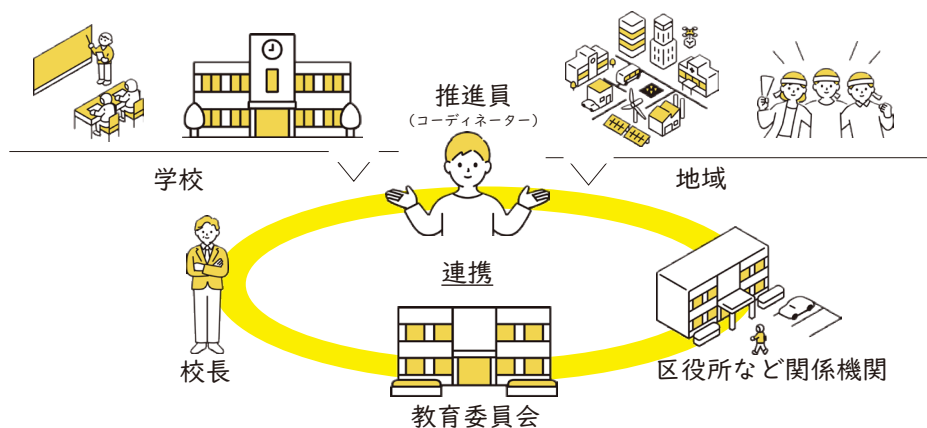
京都市では、「地域の子どもは地域で育てる」という理念の下、法制化される以前から全国に先駆けて導入した学校運営協議会（本市設置率100%／全国平均約6割）をはじめ、学校と地域が協働した京都ならではの市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進してきました。

しかし、近年は人口減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加などを背景に、以下のような課題が生じています。

- ・地域コミュニティを支える担い手の不足
- ・地域資源を活用した教育活動や協働活動の硬直化
- ・住民同士の触れ合う機会の減少や地域活動への参加率の低下 など



このような背景を踏まえ、学校と地域、関係機関の間に立ち、互いの思いや強みを結びつけるコーディネーターの役割が求められています。



そこで、令和7年度より、教育委員会として、学校・地域・関係機関をつなぐキーパーソンとして推進員を委嘱し、各行政区・支所に1校ずつ（計14校）試行的配置することになりました。

■ 推進員配置の目的

- 01 学校運営協議会及び地域学校協働活動の充実
- 02 学校における働き方改革の推進
- 03 学校施設を拠点とする地域住民の居場所と出番の創出



どんな人が推進員に適しているの？

「地域と学校のため」に活動できる熱量のある方です

原則、配置校区に居住する地域住民やPTA・教職員経験者、地域支援団体関係者を想定しています。

社会教育法第9条の7に基づき、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する方が適任であると考えています。



■ 推進員の諸条件

- | | |
|------|---|
| 日数 | 原則、週4日、1日4時間とします。※都合上、それ以下の日数・時間も可能です。 |
| 謝金 | 1時間につき1,500円 ※2か月毎に支払います。交通費相当額は別途支給します。 |
| 保険 | 教育委員会において、ボランティア保険（活動及び通勤途中の災害を補償）に加入します。 |
| 活動場所 | 原則、配置される学校に常駐します。ただし、活動に応じて出張することもあります。 |

■ 推進員の主な役割

学校長の指導の下、おおむね次に掲げる活動を行います。なお、下記「03」の事業については、区役所・支所などの担当者からの依頼に基づき、協力・連携を行います。

01 学校運営協議会や地域学校協働活動に関する活動

- ・ 会議の開催に向けた校長及び理事長等との事前調整
- ・ 地域学校協働活動の実施に向けた支援、ボランティア募集、地域団体等との連携促進
- ・ 地域住民等への情報発信 など

✓ 主な活動例

- ・ 会議の資料作成や会場準備、議事録の作成・広報
- ・ 企画推進委員会による活動、放課後まなび教室、学校安全ボランティアなどの活動支援
- ・ ゲストティーチャーの調整など学校と地域の連携支援
- ・ 新たな地域人材やボランティアの発掘
- ・ 広報活動（学校運営協議会だよりの作成・配布、学校HPの記事の作成など）



02 学校施設の開放に関わる活動

- ・ 学校ふれあいサロン事業・学校コミュニティプラザ事業、学校体育施設開放事業等の実施調整・施設管理 など（教職員の事務補助）

✓ 主な活動例

- ・ 施設管理に関する組織や担当者との情報共有、連携
- ・ 使用申込の取りまとめ・調整、鍵の受渡し、使用料徴収
- ・ 上記事業のほか、休日や夜間に学校施設で行われる地域学校協働活動の支援



03 「地域資源を活用したつながり・支え合い創出事業」に関わる活動

- ・ 原則、配置校における学校施設を拠点とする地域住民の居場所と出番づくりへの協力・連携

✓ 主な活動例

- ・ 会議へ参加、区役所・支所との連携（区と学校の橋渡し）
- ・ 実施日程や会場の調整（学校施設の空き状況の確認・予約、学校との調整等）
- ・ 実施時の施設管理（準備に関わる業務、鍵の受け渡し、使用料徴収、原状復帰の確認等）



「地域資源を活用したつながり・支え合い創出事業（所管：文化市民局）」って？

みんなの力で地域を活性化させる取組です

小学校施設を利用して、地域の団体や大学、企業などの多様な主体が協力し、住民の興味を引くイベント等を開催します。これまで地域活動に参加していなかった人々を引き込み、住民の交流を促進します。主に区役所が本事業をコーディネートし、学校側の窓口として推進員が協力します。



よくあるご質問 Q&A

特別な資格や経験は必要ですか？



いいえ、不要です。ただし、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する方が適任であると考えています。



具体的にどのような活動を行うのですか？



本資料の「推進員の主な役割」を参照ください。
なお、記載の「主な活動例」は、推進員の役割として想定されるものを列挙したものであり、実際の取組の状況や学校や地域のニーズ等に応じて柔軟に対応していただくことになります。



活動日はどのように決めますか？
また、年度途中で変更できますか？



配置当初に、原則週4日（平日）・1日4時間を上限に、活動する曜日や時間帯などの「年間活動計画」を決めていただきますが、年度途中で本人や学校の都合、地域行事等に合わせて柔軟に活動日を変更することは可能です。



謝金や交通費の支払時期は？



下に記載の活動期毎の請求書等の提出期日（翌月初旬）から起算して1か月以内を目安に支払います。

1期	4月～5月
2期	6月～7月
3期	8月～9月
4期	10月～11月
5期	12月～1月
6期	2月～3月



研修はありますか？



推進員が一堂に会し、それぞれの活動の情報交換を行う場の設定や、生涯学習部首席社会教育主事と個別に連絡調整や協議を行う機会の設定などを検討しています。

